小路・国守町地区まちづくりだより

創刊号/2006.3.20

発　　行　小路・国守町地区まちづくり協議会
問い合わせ先　寝屋川市まち政策部都市計画室
電　　話　072-824-1181（内線2735）

まちづくりへの第一歩！
「小路・国守町地区まちづくり協議会」が発足

新春の候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、第二京阪道路沿道地区の参画・協働による計画的なまちづくりに関する懇談会では、第二京阪道路の完成により、私たちの農環境・住環境のめまぐるしい変化について、他地区の状況などを参考に勉強してまいりました。

さらに、先般実施されました「土地利用に関するアンケート調査」の結果、多くの地権者が小路・国守町地区のまちづくりの必要性を感じておられることがわかりました。

第二京阪道路の工事も進んでおり、本地区を守り育てるための第一歩として、組織化の必要性を感じましたので、発起人一同がご案内させていただき、昨年の７月31日に皆様のご承認によりまして、小路・国守町地区まちづくり協議会を設立いたしました。

また、設立総会におきましては発起人一同が役員となることも承認されました。今後ともよろしくお願いいたします。

会　長	梅川　兌	大字小路
副会長	谷岡　長	大字小路
	小里　利一	大字小路
理　事	西川　喜久男	大字小路
	東谷　昇	大字小路
	廣谷　榮治郎	大字小路
	廣谷　忠次	大字小路

協議会設立を思い立ったのは。。。

■周辺の状況変化

○第二京阪道路の建設

○国道１７０号（外環）の地区南西側の大規模民間開発計画の進展

○四條畷市砂地区まちづくり協議会の発足、申し合わせによる保全

○国道１７０号（外環）沿線と讃良川南側の交差部分における
適切な管理がされていない、

・焼却炉等産廃処理施設の集積や進出

・廃材置き場等の集積や進出

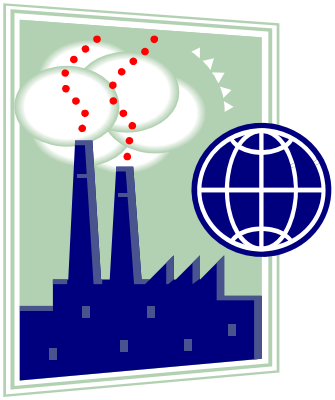

▼開発能力の増大

▼生活環境の悪化

▼営農環境の悪化

■地権者側の状況変化

○高齢化や農業後継者不足による休耕地の発生

○相続の発生による転売

○営農地と土地利用転換地が混在

▼乱開発がされやすい状態

みんなでまちを
守るには。。。

小路・国守町地区まちづくり協議会の設立！

小路・国守町地区のまちづくりの進め方（案）

○小路・国守町地区の将来のまちのイメージを作成し、特に迷惑施設の立地を防止していくための土地所有者間の申し合わせ等（ルール化や覚え書き等）の具体策を検討し、実施していきたいと考えています。

○協議会内に、土地所有者が主体となった「土地利用研究会」と自治会が主体となった「くらし環境研究会」を設立し、土地所有者の意向を把握し、まちづくり専門家（アドバイザー）を交えて、各種まちづくりに関する勉強を行い、土地利用構想の策定（ゾーン設定）、農地保全方法及び開発整備手法の検討を行い、計画素案をまとめていきたいと考えています。

小路・国守町**地区まちづくり協議会（農地等所有者、自治会、アドバイザー、市）**

・まちづくりニュースの発行
・迷惑施設の立地を防止するための申し合わせの締結
・迷惑施設の立地防止策の検討

土地利用研究会（農地及び空閑地所有者、アドバイザー、市）
くらし環境研究会（自治会、アドバイザー、市）

協議会より市長へ技術協力要請書を提出

・土地利用構想策定
　→　将来のイメージや申し合わせの作成
　（ワークショップ、タウンウォッチング等の開催）
・ブロック別勉強会
　①商業・業務系ブロック
　②農住共存ブロック

計画素案（たたき台）の作成

・商業・業務ブロック→民間商業系施設の誘導
・農住共存ブロック　→①開発整備志向→民間住宅への誘導
　②農地保全志向→農業環境の整備

当面はこんな形でまちの保全ができればと思っています。

小路・国守町地区まちづくり協議会規約

（名　　称）

第１条　本協議会は、小路・国守町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　　的）

第２条　協議会は、別紙区域図に示す寝屋川市小路・国守町地区（以下「地区」という。）において、地元住民や地権者、関係者が集まり、地区のまちづくりについて研究、協議を行なうとともに、関係団体と協力して、地域の活性化と未来に向かって良好なまちづくりを推進することを目的とする。

（検討事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達するために、地区の問題点や地区の資源の発見、さらには地区の将来あるべき姿を作成し、未来に向かって良好なまちづくりの検討を行う。特に望ましくない施設の進出防止や、乱開発の抑制については、具体的かつ実効性のある方策について検討を行う。

（会員の構成）

第４条　次の者を協議会の会員とする。ただし、共有の場合や生計を同じくする者にあってはその代表者とする。

（１）地区内において土地、建物等を所有、又は住所等を有する者

（２）地区内において事業を行なう者

（３）その他協議会が適当と認めた者

（役 員 等）

第５条　役員は協議会において会員の中から互選により選任する。

２　役員の内訳は次の通りとし、役員の中から互選により選任する。

（１）　会　長　　１名

（２）　副会長　　２名

（３）　理　事　　若干名

３　役員の職務は以下のとおりとする。

（１）会長は協議会を代表し会務を総括する。

（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

（３）役員は役員会を組織し、協議会開催のための素案を検討する。

（総会及び役員会）

第６条　協議会はこの規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関する重要な事項を承認または議決するために総会及び役員会を開催する。

２　総会及び役員会は会長が召集する。

３　総会の議長は協議会会員の中から選出する。

４　役員会の議長は会長がこれにあたる。

５　総会は会員の１/２以上の出席により成立する。ここでやむを得ない事由のため出席できない者は、他の会員又は生計を同じくする者を代理人とすることにより出席とみなし、表決をその者に委任することができる。

６　役員会は役員の１/２以上の出席により成立する。

７　協議会は必要に応じ、研究会を設置することができる。

８　協議会は必要に応じ、市職員や有識者等のアドバイザーの出席を承認することができる。

（議決事項）

第７条　次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。

（１）役員の選出

（２）活動方針及び活動報告

（３）規約の変更

（４）区域の変更

（５）解散

（６）その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　議事は出席した会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務局）

第８条　協議会の事務局は、寝屋川市小路第１区自治会公民館（寝屋川市大字小路４６２番地）に置く。

（会長への委任）

第９条　この規約に定めのない事項については、協議会で意見を聞き会長が定める。

付　則

この規約は、平成 17 年 7 月 31 日から施行する。
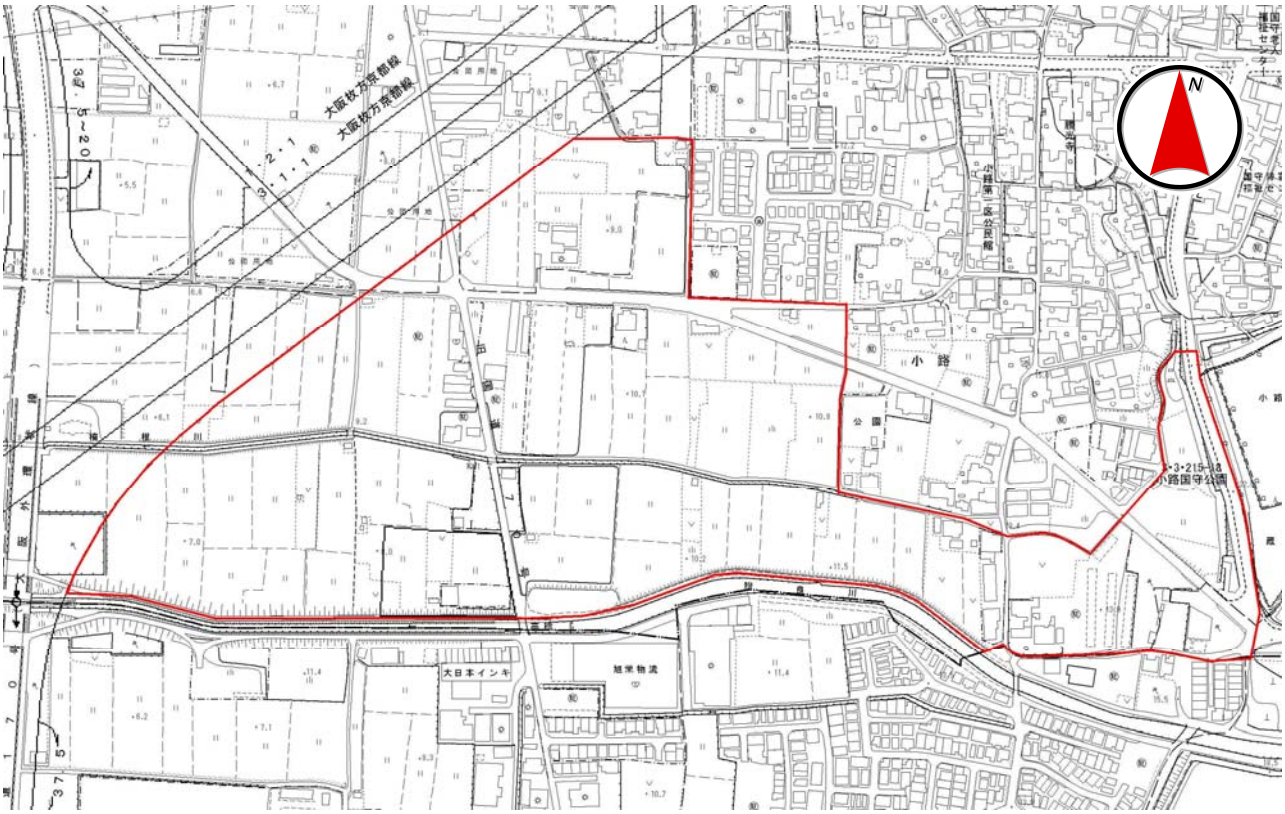
寝屋川市小路・国守町地区区域図